第３回計画検討部会資料	
令和５年８月８日	参考資料１

重要課題と施策体系

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

■　基本理念・基本目標と重要課題

基本理念

誰もが互いにその個性や能力を認め合い、
多様性が強みとなる社会の実現

基本目標

基本目標Ⅲ　生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

基本目標Ⅱ　身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり

基本目標Ⅰ　あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり

重要課題

重要課題１
バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

重要課題２
感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

重要課題３
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

■　施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱
誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現	Ⅰ あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1　差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	①　障がいを理由とする差別解消 ②　権利擁護等の推進　など 重要課題２・３
		2　バリアフリー環境の整備	①　建築物のバリアフリー ②　移動のバリアフリー　など 重要課題１・３
		3　情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	①　障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ②　行政サービス等における配慮　など 重要課題２・３
		4　障がい等の理解促進	①　普及啓発、福祉教育の推進 ②　社会貢献活動への支援　など 重要課題１・３
	Ⅱ 身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり	5　自立・相談の支援	①　ニーズに対応した相談支援 ②　障害福祉サービス提供基盤の整備　など 重要課題２・３
		6　保健・医療の推進	①　障がいの原因となる疾病予防 ②　難病に関する施策の推進　など 重要課題２・３
		7　安全・安心の実現	①　災害時等の要配慮者対応 ②　地域における見守り活動　など 重要課題２・３
	Ⅲ 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	8　療育・教育の充実	①　ライフステージに応じた支援 ②　療育の充実　など 重要課題１・３
		9　雇用・就労の促進	①　雇用機会の拡充 ②　一般就労の推進　など 重要課題１・３
		10　文化芸術・スポーツの振興	①　文化芸術活動の推進 ②　障がい者スポーツの振興　など 重要課題１・３

重要課題１　バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

○　政府においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」を推進している。

○　「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より）と定義されるが、比較的、新しい言葉であることから、その意味も含めて社会における浸透が進んでいない。

○　札幌市では、2022 年度（令和４年度）に新たにスタートした「第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現【ユニバーサル（共生）】などを「まちづくりの重要概念」として定め、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしている。

↓

移動環境や建物等のバリアフリー化は勿論のこと、多くの市民が心のバリアフリー（互いに支え合うこと）について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていく必要がある。

重要課題２　感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

○　2020 年（令和２年）以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、さらには地震・台風等の災害発生時においても、特に、障がいのある方を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けている。

○　感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められた中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある方もいる。

○　感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化、深刻化しており、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているケアラー・ヤングケアラーといった障がいのある方の家族なども含め、支援が必要となっている。

↓

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえた取組や障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいのある方に配慮したデジタル社会の実現に向けた取組、障がいのある方の家族などケアラー・ヤングケアラーの支援のほか、災害対策基本法改正による個別避難計画の作成など、非常時に障がいのある方が受ける影響にも留意した取組を進めていく必要がある。

重要課題３　持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

○　2015 年（平成 27 年）９月、国連サミットにおいて全会一致で採択されたＳＤＧｓは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030 年（令和 12 年）を達成年限として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成される。

○　「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念は、共生社会の実現に向け、札幌市が取り組む障がい者施策の推進と考えを一にするものであり、行政、市民、事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められている。

○　国においては、障害者文化芸術推進法の施行による、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加のほか、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）の施行により、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の構築を進めている。

↓

全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとする障害者基本法の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を法的義務化した改正障害者差別解消法の理解促進、障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めるとともに、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する必要がある。